

消防予第 213 号
令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

問 自動火災報知設備の受信機については、「消防法施行令、消防法施行規則等の条文の運用等について」（昭和 45 年 11 月 21 日付け消防予第 227 号）において、「夜間における当直等を強制するものではない。」と示されているところである。

総合操作盤について、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 8 号は、夜間における当直等を強制するものではないと解してよいか。

(答)

お見込みのとおり。